加えて、国等は研究開発成果を活用した製品化や市場化の一層の促進・充実化を図るため、中小企業・小規模事業者等の技術連携や技術交流等の取組を促すとともに、特定補助金等の事業終了後の補完研究や事業化等の状況についてもその把握に努めつつ、新たな事業活動の支援措置の充実を図る。

1　特定補助金等の成果の利用を支援する機関への情報提供による投資促進等

国等は、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、特定補助金等の採択テーマ及び採択企業に係る情報に加え、特定補助金等の交付を受けた中小企業・小規模事業者等の研究開発の内容・成果、ビジネスプラン等当該企業の技術力を示す諸情報についてデータベースをSBIR特設サイトにて公開したことを踏まえ、中小企業投資育成株式会社、各都道府県等信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、ベンチャーキャピタル、金融機関、地方公共団体等の中小企業・小規模事業者等の特定補助金等の成果の利用を支援する機関に対してSBIR特設サイトを周知し、ベンチャーキャピタル、金融機関等の当該情報の活用を促進する。

とりわけ、国等は、中小企業・小規模事業者等に投資を行う者に対し、適時、特定補助金等の成果による新たな事業に係る情報等を提供する。

2　中小企業・小規模事業者等を対象とした事業化支援措置の利用促進

国等は、研究開発成果の事業化を円滑化する観点から、株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度や中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例措置を始めとする特定補助金等の交付を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とした事業化支援措置について、一層の利用促進に努める。

なお、平成二十六年度は、株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度について、特定補助金等の実施期間中であっても速やかに事業化への移行を準備できるよう、貸付時期の前倒しを行うこととする。

3　認定経営革新等支援機関による市場化・実用化に向けた経営支援

国は、特定補助金等に係る研究成果を利用して新たな事業活動を行う中小企業・小規模事業者等に対し、認定経営革新等支援機関による市場化・実用化に向けた経営支援（事業計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言）が効果的に行われるよう、支援ネットワークの構築、支援ノウハウの提供等に努めることとする。

4　中小企業・小規模事業者等を対象とした技術人材面での支援

国等は、特定補助金等を活用した中小企業・小規模事業者等のうち、高い研究開発意欲と能力を有している者が、新たな分野に挑戦するために必要な技術者を確保するため、研究者、技術者等の研究人材を対象とした求人公募情報を提供する既存のデータベースとSBIR特設サイトを連携し、当該企業が必要とする人材が確保できるよう支援を行う。

また、国等は、職場実習を通して中小企業・小規模事業者等と技術人材をはじめとした人材のマッチングを支援する。

さらに、国等は、新たな分野に挑戦するための必要な技術情報が容易に入手できる仕組みについて、引き続き検討する。

5　技術力のある中小企業・小規模事業者等の入札参加機会の拡大

ア　国は、技術力のある中小企業・小規模事業者等の入札参加機会の拡大のため、入札対象物件等の分野における技術力を証明できる者については、有している入札参加資格等級、過去の納入実績の有無にかかわらず上位等級者のみを対象とした入札への参加が可能となるよう平成二十年七月三十一日に「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成十二年十月十日、政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定。平成二十二年三月三十日最終改正）」を改正し、「中小企業技術革新制度（SBIR）に係る入札参加特例措置の運用指針」を策定したことを踏まえ、これを入札実施者たる国及び独立行政法人等並びに入札参加者たる中小企業・小規模事業者等の双方へ広報することにより、本決定の適用事例の拡大に努める。

イ　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第二条第二項に規定する国等は、物品等の調達に関し、企画競争や総合評価方式に付した場合において、特定補助金等の交付を受けた中小企業・小規模事業者等が落札又は選定されなかった場合において、当該特定補助金等の交付を受けた中小企業・小規模事業者等から請求があるときは、当該請求を行った者が落札又は選定されなかった理由を、当該請求を行った者に通知するものとする。

6　技術連携等の促進

国等は、中小企業・小規模事業者等の技術連携等を一層促進するため、広く公的研究機関等に対して、中小企業技術革新制度の周知徹底を図るとともに、特定補助金等の成果に関する情報提供を行う。

7　研究開発成果の市場への普及

国等は、中小企業・小規模事業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果のうち事業化が見込まれるものについて、展示会やマスメディア等、様々な機会をとらえた紹介の場を設け、広く一般にその研究開発成果を広報するとともに、中小企業・小規模事業者等の支援策との連携を図ることにより、販路、資金等のマッチング機会の提供の一層の充実化を図るなど、技術開発だけにとどまらず、販路開拓までの支援を行うよう努める。

このため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が構築する優れた技術・製品を有する中小企業と国内大手メーカーや海外企業をマッチングする仕組みを活用し、販路開拓に関する取組を積極的に支援することとする。

また、ベンチャー企業（創業十年以内）等については、研究開発能力はあるが販路が乏しいことが想定されることから、官公需施策等の活用により受注機会の確保に努める。

なお、販路、資金等のマッチング支援においては、特に創業十年以内のベンチャー企業に対する情報提供の強化に努めるものとする。

8　研究開発成果に係る知的財産の活用の促進

ア　国等は、中小企業・小規模事業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果について、中小企業・小規模事業者等が、その成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国等の委託による研究開発成果たる知的財産権を受託者に帰属させることができる産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十九条（いわゆる日本版バイ・ドール制度）を、特別な事情のあるものを除き、全ての特定補助金等のうち委託費を用いた成果に係る特許権等について適用することとする。

イ　国等は、特定補助金等ごとの趣旨を踏まえつつ、中小企業・小規模事業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果に係る知的財産権の取得に要する経費について、特定補助金等の交付の対象となる経費として支出するよう努める。特に、海外を視野に入れた中小企業・小規模事業者等の新たな事業活動を促進するため、海外での知的財産権の取得に要する経費について、特定補助金等の交付の対象となる経費として支出するよう努める。

ウ　国等は、中小企業・小規模事業者等が特定補助金等を活用して大学等の研究機関と共同して行う研究開発における技術情報の漏えいを防ぐため、大学等の研究機関に対し営業秘密の管理や職員等の守秘義務を徹底するよう促す。

9　事業終了後のハンズオン支援機関の有効活用

国等は、特定補助金等の事業終了後の事業化等の状況について、その把握に努めつつ、事業化状況に応じて必要なハンズオン支援機関を紹介するなど、製品化や市場化の一層の促進・充実を図る。

五　方針の実施

1　国等は、本方針の普及及び徹底を図るものとする。このため、各府省は、上記の措置の実施状況について中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の実施について、所管する特定独立行政法人等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺漏のないよう努める。

2　国等は、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するため、国等から補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けた公益法人が、中小企業・小規模事業者等に対して支出する新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金についても、特定補助金等に類するものと位置付け、可能な限り同様の措置に努める。